

消費者の財産被害に係る行政手法研究会運営要領（案）

1. 座長は、長官が指名し、研究会の進行を務める。
2. 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
3. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を、研究会に参加させることができる。
4. 研究会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、研究会の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. 会議の撮影及び中継は不可とする。（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く。）
6. 研究会での配布資料は原則として研究会終了後公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
7. 研究会終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表するものとする。
8. この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。